

中古住宅適合証明申請書
(フラット35・財形住宅融資)

(第一面)

独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準、手続及び申請者確認事項を了承するとともに、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、下記のとおり物件検査及び適合証明を申請します。(注1)
なお、売主名その他第三者に関する情報については、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、本人の同意を得た上で、提供します。

検査機関名 建築士事務所名 _____ 殿 申請日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

申請者 氏名 フリガナ _____ 又は _____ 名称 _____ 住所: _____ TEL (____) - (____) - (____) FAX (____) - (____) - (____) 担当者名: _____ (事業者の場合) 印
代理者 (申請者以外が手続する場合のみ記入) 氏名 フリガナ _____ 又は _____ 名称 _____ 住所: _____ TEL (____) - (____) - (____) FAX (____) - (____) - (____) 担当者名: _____ (事業者の場合)
手数料 請求先 申請者 その他 会社名: _____ 所属/担当者名: _____ 連絡先: _____ 代理者 住所: 〒(____) - (____) - (____)

融資の種類(注2) フラット35のみ フラット35+財形住宅融資(リ・ユース[®]プラス住宅、リ・ユース[®]プラスマンション) 財形住宅融資(リ・ユース[®]プラス住宅、リ・ユース[®]プラスマンション)のみ 財形住宅融資(リ・ユース住宅、リ・ユースマンション)のみ

建物の所在地 地名地番 _____ 住居表示 _____
建物又は団地の名称 (マンションの場合) _____ 住宅番号 _____ 号 _____
売主名又は不動産仲介業者名 担当者 (____) TEL. (____) - (____) - (____)
住宅の種類(注3) 一戸建て等 マンション
戸建型式 一戸建て 重ね建て 専用住宅 併用住宅※ 連続建て 共同建て 併用住宅区分 ※フラット35(中古住宅)の場合に限る
フラット35Sの基準の適用 (注5)(注7) 有 無 フラット35Sを適用する基準 (注4)(注5)(注6)(注8) 【優良な住宅基準】(金利Bプラン) 1.省エネルギー性 2.耐震性(耐震等級 免震建築物) (省エネルギー対策等級4以上) (耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上) 3.バリアフリー性 4.耐久性・可変性 (高齢者等配慮対策等級3以上) (劣化対策等級3以上等) 【中古タイプ基準】(金利Bプラン) 5.開口部断熱(省エネ) 6.外壁等断熱(省エネ) 7.段差解消(バリア) 8.手すり設置(バリア) 【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン) 9.省エネルギー性 (1.住宅事業建築主基準 2.認定低炭素住宅(注9)) 10.耐震性 11.バリアフリー性 12.耐久性・可変性 (耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3) (高齢者等配慮対策等級4等) (長期優良住宅)
提出書類 別添の適合証明申請書類チェックリストによる
確認済証の有無 有 無 増・改築 修繕 の有無 増・改築 有 無 修繕 有 無
適合証明書発行希望日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 現地調査希望日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

備考(注9) _____

※検査機関等受付欄 ※検査者等名 ※決裁者名 ※整理簿等記録照合欄 ※判定欄 (証明年月日及び番号) 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 第 ____ 号 ※備考欄

- (注1) 必ず、第二面の「申請者確認事項」及び「個人情報の取扱い」をご確認ください。
- (注2) 財形住宅(リ・ユース住宅、リ・ユースマンション)の適合証明書交付を希望した場合、当該適合証明書はフラット35(中古住宅)、財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション)の適合証明書として利用できませんのでご注意ください。
- (注3) 「一戸建て等」:一戸建て、連続建て、重ね建て及び地上階数2以下の共同建ての住宅 「マンション」:地上階数3以上の共同建ての住宅(構造が耐火構造(性能耐火含む。))又は準耐火構造)
- (注4) フラット35Sを適用する基準は、評価方法基準に定められた等級又は住宅事業建築主の判断の基準等と同じ基準です。
- (注5) 劣化対策等級3以上等: 評価方法基準による劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策(一戸建て以外の場合のみ。)が必要 高齢者等配慮対策等級4等: 評価方法基準による高齢者等配慮対策等級4以上(共同住宅の専用部分は等級3でも可)
- (注6) フラット35Sにおいて、全ての基準についての適合証明業務を行うことができるのは検査機関のみです。適合証明技術者はフラット35S(中古タイプ基準)に係る判定に限定されますのでご注意ください。
- (注7) フラット35による住宅ローンの借換えの場合は、フラット35Sを利用することができません。
- (注8) フラット35S(優良な住宅基準)のうち省エネルギー性又は耐久性・可変性、フラット35S(中古タイプ基準)のうち外壁等断熱(省エネ)、フラット35S(特に優良な住宅基準)のうち省エネルギー性の適用は、新築時にそれぞれの基準を満たす適合証明書等又は建設住宅性能評価書の交付を受けている場合に限りです。
- (注9) フラット35S(特に優良な住宅基準)のうち「9.省エネルギー性 2.認定低炭素住宅」を希望される場合は、「認定低炭素住宅の認定後の増・改築の有無」を備考欄に記載してください。

中古住宅適合証明申請書

(フラット35・財形住宅融資)

(第二面)

<申請者確認事項>

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）の証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン（以下「フラット35」といいます。）又は財形住宅融資を受けるに際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。
 - (1) 機構のフラット35又は財形住宅融資ごとに適用される技術的基準に適合していること。
 - (2) 住宅の床面積、表示登記の時期、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。
- 2 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。
- 3 申請住宅についての適合証明は、建築基準法への適合を証明するものではないことを承知しています。また、建築基準法に不適合な場合などは融資の対象とならない場合があることを承知しています。
- 4 申請者と住宅の居住者が異なるときは、現地調査日までに居住者の了承を得ます。
- 5 検査途中の段階で、当該物件が要件に不適合であることが判明した等の場合は、それ以降の検査は行わず、それまでの検査費用について精算する場合がありますことを承知しています。
- 6 発行後の適合証明書の有効期限は、一戸建て等の場合は現地調査日から6か月間、マンションの場合は現地調査日から5年間（適合証明受理日において竣工から5年以内の場合）又は3年間（適合証明受理日において竣工から5年超の場合）であることを承知しています。
- 7 当該住宅の検査に伴うキズ等が生じた場合であっても、補修等を求めないことを承知し、これについて当該住宅の所有者の同意を得ています。
- 8 フラット35Sの適用については、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを行う必要があることを承知しています。
- 9 フラット35Sの適用については、フラット35Sの基準のうちいずれか1つ以上の基準への適合が必要となることを承知しています。

<個人情報の取扱い>

- 1 個人情報を利用する業務の内容及び目的
検査機関及び建築士事務所（以下「検査機関等」といいます。）は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者（以下「お客様」といいます。）から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
 - (1) 業務内容
 - ア 住宅に関する検査を行い、機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務（以下「適合証明業務」といいます。）
 - イ その他これらに付随する業務
 - (2) 利用目的
物件検査及び適合証明の申請に際して取得した個人情報は、以下の目的で利用します。
 - ア 検査機関等が行う適合証明業務の実施のため（同一建築物内の他の住宅について適合証明業務を実施する場合において、個人情報のうち当該建築物全体に関する検査の結果を利用することを含みます。）
 - イ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ウ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 2 機構等への個人情報の提供
検査機関等は、個人情報の保護に関する法律第23条第1項各号に掲げる場合を除き、お客様から提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客様の同意を得た上で、下記に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

| 個人情報の提供先 | 提供先の利用目的 | 提供する個人情報 |
|---|---|---|
| 機構 | ・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等 ・機構が行う融資、フラット35（中古住宅）に関する債権の譲受け又は保険 ・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発 | 中古住宅適合証明申請書に記載されたお客様の属性等（氏名、住所、電話番号等）、申請に関する住宅情報（所在地、構造、面積、仕様、検査の結果等） |
| 申請住宅について機構のフラット35（中古住宅）の融資の申込みを行う金融機関 | ・フラット35（中古住宅）に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務 | |
| 機構と協定を締結し、適合証明業務を行う建築士事務所及び建築士の登録を実施する機関（注）（建築士事務所に物件検査及び適合証明を依頼した場合に限ります。） | ・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等 | |

(注) 登録を実施する機関としては、(一社)日本建築士事務所協会連合会及び(公社)日本建築士会連合会が機構と協定を締結しています。

中古住宅適合証明申請書

(フラット35・財形住宅融資) (平成24年10月31日までに借入申込みのお客様用)

(第三面)

●この書式は、平成24年10月31日までに借入申込みを行ったお客様が、フラット35Sを利用する場合に限り、添付してください。

<【フラット35】Sの適用に関する確認事項(中古住宅)>

フラット35Sの適用に関しては、融資利用予定の区分に応じて適用される技術基準について、以下の内容を確認しています。

| 融資の利用予定 | 該当する組み合わせの□にチェックしてください。 | 適用される技術基準の内容(注) (申請書(第一面)の「フラット35Sを適用する基準」欄において申請する内容) |
|------------------------------|--------------------------|---|
| ① 【フラット35】Sエコ (金利Aプラン) | <input type="checkbox"/> | 9.省エネルギー性 |
| | <input type="checkbox"/> | 12.耐久性・可変性 |
| | <input type="checkbox"/> | 1.省エネルギー性+10.耐震性 |
| | <input type="checkbox"/> | 1.省エネルギー性+11.バリアフリー性 |
| | <input type="checkbox"/> | 5.開口部断熱(省エネ)+10.耐震性 |
| | <input type="checkbox"/> | 5.開口部断熱(省エネ)+11.バリアフリー性 |
| | <input type="checkbox"/> | 6.外壁等断熱(省エネ)+10.耐震性 |
| ② 【フラット35】Sエコ (金利Bプラン) | <input type="checkbox"/> | 1.省エネルギー性 |
| | <input type="checkbox"/> | 5.開口部断熱(省エネ) |
| | <input type="checkbox"/> | 6.外壁等断熱(省エネ) |
| ③ 【フラット35】Sベーシック (金利Aプラン) | <input type="checkbox"/> | 10.耐震性 |
| | <input type="checkbox"/> | 11.バリアフリー性 |
| ④ 【フラット35】Sベーシック (金利Bプラン) | <input type="checkbox"/> | 2.耐震性 |
| | <input type="checkbox"/> | 3.バリアフリー性 |
| | <input type="checkbox"/> | 4.耐久性・可変性 |
| | <input type="checkbox"/> | 7.段差解消(バリア) |
| | <input type="checkbox"/> | 8.手すり設置(バリア) |

(注)「適用される技術基準」欄のチェックの際には、該当する技術基準について、下表「【フラット35】S技術基準の概要」を参考に確認してください。

<参考 【フラット35】S技術基準の概要>

| 適用される技術基準(注) (申請書(第一面)の「フラット35Sを適用する基準」欄において申請する内容) | 技術基準の概要 |
|--|---|
| フラット35S(優良な住宅基準) ^{※3} | |
| 1.省エネルギー性 | 評価方法基準 ^{※1} による省エネルギー対策等級4 |
| 2.耐震性 | 評価方法基準 ^{※1} による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上又は免震建築物 |
| 3.バリアフリー性 | 評価方法基準 ^{※1} による高齢者等配慮対策等級3以上 |
| 4.耐久性・可変性 | 評価方法基準 ^{※1} による劣化対策等級3、かつ、維持管理対策等級2以上等 |
| フラット35S(中古タイプ基準) ^{※3} | |
| 5.開口部断熱(省エネ) | 二重サッシ又は複層ガラスを使用した住宅 |
| 6.外壁等断熱(省エネ) | 建築住宅性能評価書の交付を受けた住宅(評価方法基準 ^{※1} による省エネルギー対策等級2以上)又は中古マンションらしくフラット35のうちフラット35S(中古タイプ基準)の外壁等断熱(省エネ)として登録された住宅 |
| 7.段差解消(バリア) | 屋内の段差が解消された住宅 |
| 8.手すり設置(バリア) | 浴室及び階段に手すりが設置された住宅 |
| フラット35S(特に優良な住宅基準) ^{※3} | |
| 9.省エネルギー性 | ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「住宅事業建築主の判断の基準」に適合する住宅 ^{※2} (一戸建ての住宅に限る。) ・「都市の低炭素化の促進に関する法律」の規定により低炭素建築物新築等計画が認定された住宅 ^{※4} |
| 10.耐震性 | 評価方法基準 ^{※1} による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3 |
| 11.バリアフリー性 | 評価方法基準 ^{※1} による高齢者等配慮対策等級4以上(共同住宅の専用部分は等級3でも可) |
| 12.耐久性・可変性 | 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定により長期優良住宅建築等計画について認定の通知を受けた住宅 ^{※5} |

※1 評価方法基準とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、国土交通大臣が定める住宅の性能の評価基準のことです。フラット35S(優良な技術基準)及びフラット35S(特に優良な技術基準)については、評価方法基準を準用しますが、住宅性能評価書を取得しなくてもご利用いただけます。なお、住宅性能表示制度への適合性を保証するものではありません。

※2 「住宅事業建築主の判断の基準」への適合性の確認については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に定める登録建築物調査機関から発行された「住宅事業建築主基準に係る適合証」の写し又は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に定める登録住宅性能評価機関から発行された「エコポイント対象住宅証明書^{*}」の写し若しくは「エコポイント対象住宅証明書(変更)^{*}」の写し(*エコポイント対象住宅判定基準が「住宅事業建築主基準」に該当する場合に限ります。)を検査機関に対してご提出いただくことにより実施します。

※3 フラット35Sにおいて、全ての基準についての適合証明業務を行うことができるのは検査機関のみです。適合証明技術者はフラット35S(中古タイプ基準)に係る判定に限定されますのでご注意ください。

※4 「都市の低炭素化の促進に関する法律」の規定により低炭素建築物新築等計画が認定された住宅の確認については、所管行政庁が交付する認定低炭素住宅であることを証する書類の写しを検査機関に対してご提出いただくことにより実施します。

※5 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定により長期優良住宅建築等計画について認定の通知を受けた住宅の確認については、新築時に所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類の写しを検査機関に対してご提出いただくことにより実施します。